

2024 年 3 月 21 日  
No.2023-027

# EU 人権・環境デューディリジェンス指令 採択を巡る混乱とその背景

調査部 主席研究員 森口善正

## 《要 点》

- ◆ 企業のサプライチェーンにおける人権・環境デューディリジェンスを義務づける EU の「企業サステナビリティ・デューディリジェンス指令」(CSDDD) 案については、2023 年 12 月に欧州議会と EU 理事会が採択で暫定合意していた。しかし、2024 年 2 月の EU 理事会においてドイツやイタリア等の諸国が採択に反対したため、CSDDD 案は土壇場で事実上の廃案となる危機に直面した。2024 年 6 月の欧州議会選挙では欧州議会の右傾化が予想されており、CSDDD 案を現在の議会会期中に採択できなければ、採択機運が消失してしまう恐れがあった。こうした事態を受けて、CSDDD 適用対象企業を大幅に絞り込む等の修正が急遽実施された結果、2024 年 3 月開催の EU 理事会において修正案が採択された。これにより、CSDDD は 2024 年 4 月に欧州議会と EU 理事会で採択され成立する見込みとなった。
- ◆ ドイツやイタリア等の諸国が CSDDD 案の採択に反対した背景には、欧州産業界の CSDDD 案に対する根強い不満や、2024 年 6 月の欧州議会選挙を控えた政治的思惑がある。ドイツ産業界は、CSDDD 案について、①ドイツ・サプライチェーン法対比、より幅広い企業に適用され中小企業への影響が大きいこと、②企業と直接契約関係にない間接的なビジネス・パートナーに対しても人権・環境デューディリジェンスの実施を義務づけていること、③間接的なビジネス・パートナーがもたらした人権侵害や環境破壊についても企業に民事上の損害賠償責任を負わせていること、等を批判していた。そのうえで、CSDDD 案が求める企業の広範な義務と責任は、企業の海外撤退を促し国際競争力の低下をもたらす、と主張していた。根底では、景気低迷が持続するなか、EU が策定する過剰規制と膨大な官僚主義が企業の競争力を損なっているとの問題意識も CSDDD 案への反対に繋がっていた。
- ◆ 最終局面における妥協の結果、適用対象企業は大幅に限定されることになったものの、EU による CSDDD 採択は、2011 年 3 月の国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」策定以来の画期的な出来事といえる。また、主要加盟国による独自立法により域内市場における規制の細分化が進みつつあったなかで、ルールとその運用の共通化が図られることは、企業による一元的で効率的なコンプライアンス運営を可能にし、公平な競争条件の確立や民事上の責任を巡る法的確実性の確保に寄与しよう。

**日本総研『Viewpoint』は、各種時論について研究員独自の見解を示したものです。**

**本件に関するご照会は、調査部・主席研究員・森口善正宛にお願いいたします。**

**Tel : 080-4169-4499**

**Mail : moriguchi.yoshimasa@jri.co.jp**

**日本総研・調査部の「経済・政策情報メールマガジン」はこちらから登録できます。**

<https://www.jri.co.jp/company/business/research/mailmagazine/form/>

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがあります。本資料の情報に基づき起因してご閲覧者様及び第三者に損害が発生したとしても執筆者、執筆にあたっての取材先及び弊社は一切責任を負わないものとします。



## 1. はじめに

欧州委員会が提案する規則 (Regulation) や指令 (Directive) 案は、欧州議会と EU 理事会<sup>1</sup>が共同で採択することで成立する。欧州委員会が 2022 年 2 月に提案した「企業サステナビリティ・デューディリジェンス指令」(Corporate Sustainability Due Diligence Directive : 以下、CSDDD) 案については、欧州議会、EU 理事会、欧州委員会の三者間協議(「トリローク」)の結果、2023 年 12 月に暫定合意に至った。しかし、指令案採択のために開催された 2024 年 2 月の EU 理事会において、ドイツが採択に反対(採決では棄権)、イタリアをはじめとする多くの加盟国がこれに同調したため、CSDDD 案は一転して事実上の廃案となる可能性が高まった。

こうした事態を受け、CSDDD 案は急遽修正され、企業に対する義務づけは大幅に緩和されることとなった。その結果、イタリア等の諸国が賛成に転じ、EU 理事会は 2024 年 3 月に指令案を採択、欧州議会も 4 月の総会にて採択する予定となっている。CSDDD 案がこのような異例の紆余曲折をたどった背景には、CSDDD 案に対するドイツ企業をはじめとする欧州産業界の根強い不満と、2024 年 6 月実施の欧州議会選挙等を睨んだ政治的な思惑がある。

そこで以下、CSDDD 案の採択を巡る混乱の背景と最終的な修正案の概要、および日本企業への示唆を検討する。

## 2. CSDDD 案の採択を巡る混乱の背景と最終的な修正案の概要

### (1) CSDDD 案の採択を巡る土壌場の混乱と事実上の廃案の危機

欧州では 2017 年 3 月にフランスが企業注意義務法を制定して以降、ドイツやノルウェー等、大企業に対して人権・環境デューディリジェンスの実施を義務づける立法措置に踏み切る国が増加している。こうしたなかで欧州委員会は 2022 年 2 月、CSDDD 案を提案した。CSDDD 案は、一定規模以上の企業に対して、自社や子会社、そのバリューチェーンにおけるビジネス・パートナーの事業における人権・環境デューディリジェンスの実施を義務づけ、サプライチェーンを含む事業活動を通じた人権や環境への負の影響を特定、防止、軽減、是正することを目的としている<sup>2</sup>。

2023 年 6 月以降開始された三者間協議では、欧州議会がより野心的な指令案の導入を主張する一方、EU 理事会は総じて企業寄りの抑制的な指令案の導入を主張してきた。その結果、交渉は総じて遅れ気味となっていたが、2023 年 12 月に暫定的な合意に至り、CSDDD 案は 2024 年 3 月までに EU 理事会と欧州議会においてそれぞれ採択され成立すると見込まれていた。

しかし、2024 年 2 月 28 日に開催された EU 理事会において、ドイツが CSDDD 案の採択に反対して投票を棄権し、イタリア、スウェーデン、フィンランド、オーストリア等の諸国もこれに同調したため、適格過半数(qualified majority voting)<sup>3</sup>の支持を得られず、指令案を採択することができなかった<sup>4</sup>。2024 年 6 月の欧州議会選挙を控えて採択期限が迫るなか、CSDDD 案は一転して事実

<sup>1</sup> EU 理事会 (Council of the European Union) は、加盟国の閣僚で構成され、欧州議会と立法機能や予算権限を共有し、加盟国の政策調整、EU の外交・安全保障政策の策定等において中核的役割を担う。加盟国の首相や大統領、EU 理事会議長および欧州委員会委員長で構成される「欧州理事会」(European Council) とは異なる機関。

<sup>2</sup> CSDDD 案の詳細は、拙稿「欧州の人権・環境デュー・ディリジェンス義務化と日本への示唆」(日本総合研究所、2023 年 3 月 20 日) (<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=104747>) 参照。

<sup>3</sup> EU 理事会が欧州委員会の提案を採決する際は、27 カ国中 15 カ国以上が賛成し、賛成国の人口が EU 総人口の 65% 以上に達する必要がある(ダブル・マジョリティ・ルール)。ドイツとイタリアの EU 総人口に占める比率はそれぞれ 18.72%、13.25% となっており、両国の反対は指令案の採択に大きな影響を及ぼす。

<sup>4</sup> こうした事態を踏まえ、フランスは EU 理事会において CSDDD の適用対象企業を従業員 500 人以上ではなく、5,000 人以上に大幅に絞り込む提案を行ったが、賛同を得られなかったとされる。

上の廃案となる危機に追い込まれた。このことは、企業のサプライチェーンにおける人権・環境保護に取り組んできた国際人権団体や環境保護団体、労働組合等に大きな衝撃を与えることとなった。

ドイツ政府が CSDDD 案の採択に土壇場で反対した背景には、シュルツ首相の三党連立政権に参加している「自由民主党」（以下、FDP）が、CSDDD 案が中小企業に過度の負担をもたらすとして強硬に反対したことがある。ともに連立政権を支える中道左派の「社会民主党」（SPD）や環境政党の「緑の党」は CSDDD 案を支持していたが、「中小企業に過度の負担をかけない効果的な EU サプライチェーン法を支持する」との連立協定<sup>5</sup>に基づき、FDP の意向に従わざるを得なかった。もともと FDP は小さな政府や新自由主義的な企業寄りの経済政策を志向していたが、CSDDD 案に対する反対姿勢の鮮明化は、2024 年 6 月の欧州議会選挙、さらには 2025 年秋のドイツ連邦議会（下院）選挙を控えて、CSDDD 案に対するドイツ産業界の根強い不満を反映した動きといえる。

欧州議会の会期終了間際における異例の展開を受け、EU 理事会の議長国であるベルギーと欧州議会関係者は急遽 CSDDD 案を大幅に修正し、企業に対する義務づけを大幅に緩和した。最終的にイタリア等の諸国が賛成に転じ、EU 理事会は 2024 年 3 月 15 日に CSDDD 案を承認した。欧州議会も 4 月の総会で承認する予定で、廃案の瀬戸際まで追い込まれた CSDDD 案は時間切れ間際で成立することとなった。これにより、加盟国は指令発効後 2 年以内に国内法を改正し、発効後 3 年経過以降に企業に対する義務づけが開始されることとなる。

## （２）CSDDD 案に対するドイツ産業界の根強い不満と最終修正案の概要

ドイツによる採択反対に加え、多くの諸国がドイツに同調した背景には、ドイツ企業をはじめとする欧州産業界の CSDDD 案に対する根強い不満がある<sup>6</sup>。

ドイツ国内では 2023 年 1 月より、「サプライチェーンにおける企業のデューディリジェンス義務に関する法律」（以下、サプライチェーン法）がすでに施行され、人権・環境デューディリジェンスの実施が大企業に義務づけられている。しかし、ドイツ産業界は、CSDDD 案について、①サプライチェーン法対比より幅広い企業を対象にしており、中小企業への影響も大きいこと、②商品の廃棄やリサイクルを含む川下のバリューチェーンや、企業と直接的な契約関係にない間接的なビジネス・パートナーに対するデューディリジェンスの実施を義務づけていること、③間接的なビジネス・パートナーがもたらした人権侵害や環境破壊について企業が民事上の損害賠償責任を負うケースを認めていること（サプライチェーン法は、同法が民事上の責任に影響しないことを明文で規定）等を批判していた。そのうえで、CSDDD 案が定める企業の広範な義務と責任は、ドイツ企業の海外撤退を促し国際競争力の低下をもたらすと主張する。さらに根底では、景気低迷が持続するなか、EU が策定する過剰規制と膨大な官僚主義が企業の競争力を損なっているとの問題意識をドイツ産業界が強めていたことも CSDDD 案に対する反対に繋がっていた。

こうしたドイツをはじめとする欧州産業界の根強い不満、それらを映じたドイツをはじめとする一部諸国の反対姿勢を受けて、EU 理事会の議長国であるベルギーと欧州議会は急遽、適用対象企業を大幅に絞り込む等の修正を加えた妥協案を策定した。最終的な妥協案を修正前の基本合意案およ

<sup>5</sup> [https://www.spd.de/fileadmin/Dokumente/Koalitionsvertrag/Koalitionsvertrag\\_2021-2025.pdf](https://www.spd.de/fileadmin/Dokumente/Koalitionsvertrag/Koalitionsvertrag_2021-2025.pdf)

<sup>6</sup> もっとも、産業界も一枚岩ではなく、バイエルをはじめとする一部のドイツ企業は、業界団体の主張にもかかわらず、「CSDDD 案の要求は適切で実行可能」で、「EU 域内において公平な競争の場を提供する歴史的で唯一の機会を提供する」、とりわけ、「サプライチェーン法の適用をすでに受けているドイツ企業にとっては EU 指令の採択は競争上メリットがある」と主張して、CSDDD 案の採択に賛成する声明を発出している（[https://media.business-humanrights.org/media/documents/240207\\_BusinessStatement\\_CSDDD\\_EN.pdf](https://media.business-humanrights.org/media/documents/240207_BusinessStatement_CSDDD_EN.pdf)）



びドイツ・サプライチェーン法と対比してみれば、以下の通りである（図表 1）。

（図表 1）最終的な CSDDD 案と当初の暫定合意案およびドイツ・サプライチェーン法との比較

|                            | EU 理事会が採択した<br>最終的な CSDDD 妥協案                                                                                                                                                                                                                    | 欧州議会と EU 理事会が暫定合意<br>していた CSDDD 案                                                                                                                                                                          | ドイツ・サプライチェーン法<br>(2023 年 1 月施行)                                                                                                                                     |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 適用対象<br>となる<br>企業          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員 1,000 人以上かつ全世界純売上高 4 億 5,000 万ユーロ以上の EU 企業（発効後 3 年経過以降に、従業員 5,000 人以上かつ全世界純売上高 15 億ユーロ以上の企業から 3 年かけて段階的に適用範囲を拡大）</li> <li>・高リスク事業に従事する企業の規定は削除</li> <li>・EU 域内の純売上高 4 億 5,000 万ユーロ以上の外国企業</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員 500 人以上かつ全世界純売上高 1 億 5,000 万ユーロ以上の EU 企業</li> <li>・高リスク事業における売上高が 2,000 万ユーロ以上で従業員 250 人以上、全世界純売上高 4,000 万ユーロ以上の企業</li> <li>・EU 域内の純売上高に応じて外国企業にも適用</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2023 年 1 月以降従業員 3,000 人以上、2024 年 1 月以降従業員 1,000 人以上のドイツ企業に適用（含む外国企業）</li> </ul>                                             |
| デューデリ<br>ジエンス<br>実施の範<br>囲 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自社およびその子会社</li> <li>・川上・川下の「アクティビティ・チェーン」における直接・間接のビジネス・パートナー（川下における商品のリサイクルや廃棄等の処分については新たに対象外とする）</li> </ul>                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自社およびその子会社</li> <li>・川上・川下の「アクティビティ・チェーン」における直接・間接のビジネス・パートナー（企業の川下のビジネス・パートナーが企業のために実施する、配送や輸送、貯蔵、リサイクルや廃棄等の処分に関連した活動を含む。消費者による処分は対象外）</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自社およびグループ会社</li> <li>・最終顧客への配送までのサプライチェーンにおける直接サプライヤー</li> <li>・間接サプライヤーは、人権・環境上の義務違反の可能性を示唆する事実に基づく知見が存在する場合に実施</li> </ul> |
| 気候変動<br>移行計画<br>策定義務       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・パリ協定 1.5℃目標に整合的な気候変動移行計画の策定・実施義務あり</li> <li>・取締役や経営陣等に対する金銭インセンティブ規定を削除</li> </ul>                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・パリ協定 1.5℃目標に整合的な気候変動移行計画の策定・実施義務あり</li> <li>・取締役や経営陣等に対する計画実行に向けた金銭インセンティブ規定あり</li> </ul>                                                                          | （規定なし）                                                                                                                                                              |
| 義務違反<br>に対する<br>制裁         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・制裁金の賦課（上限額は企業の世界売上高の 5%以上に設定）</li> <li>・制裁金に応じない場合、会社名公表</li> <li>・加盟国は、補助金や公共調達要件として義務の遵守を考慮できる</li> </ul>                                                                                              | （同左）                                                                                                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・制裁金の賦課（上限額は企業の世界売上高の 2%）</li> <li>・公共調達から最大 3 年間除外</li> </ul>                                                               |
| 民事上の<br>責任                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業が故意または過失によりデューデリジエンス義務に違反し、その結果として損害が生じた場合、民事上の責任を負う。ただし、損害がビジネス・パートナーのみによって引き起こされた場合は、企業は責任を負わない</li> </ul>                                                                                           | （同左）                                                                                                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「本法に基づく義務の違反に対しては、民事責任を生じさせない」と明文で規定（企業が損害賠償責任を負うかは一般の不法行為法に基づいて判断）</li> </ul>                                              |
| 発効後の<br>見直し                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・欧州委員会は発効後 2 年以内に金融機関への適用のあり方に関する報告書を提出</li> <li>・発効後 6 年以内に指令の実施と実効性に関する報告書を提出。その中で、①中小企業への影響と支援の実効性、②適用企業の範囲、③「アクティビティ・チェーン」の定義等を検討</li> </ul>                                                          | （規定なし）                                                                                                                                                                                                     | （規定なし）                                                                                                                                                              |

（資料）EU 理事会および欧州議会ホームページ、ドイツ政府ホームページ等を参考に日本総合研究所作成

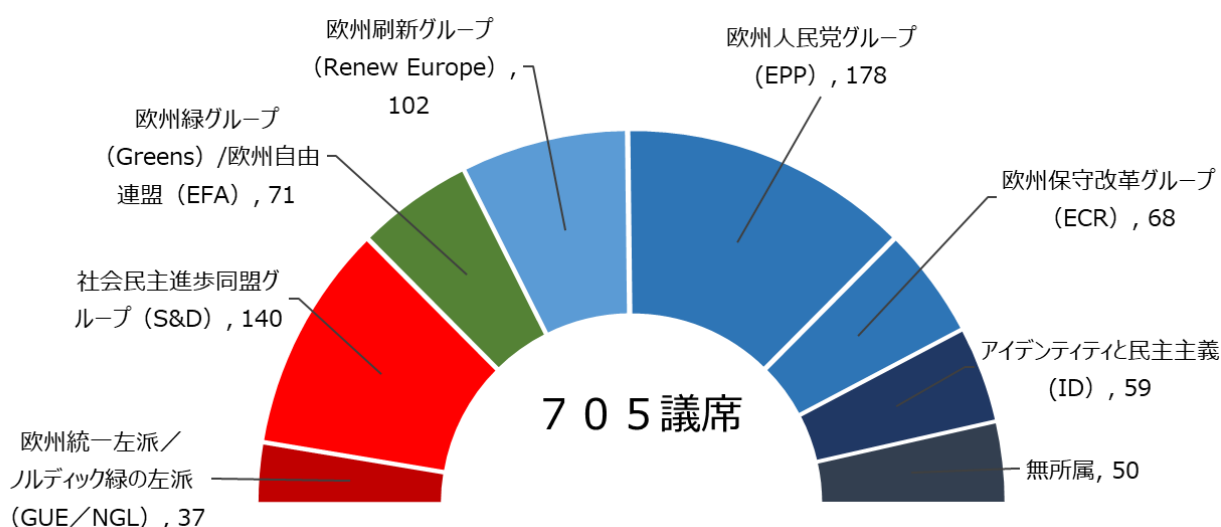


### （３）指令案の企業に対する義務づけ大幅緩和の背景

野心的な指令案の採択を目指していた欧州議会が、最終的に企業に対する義務づけを大幅に緩和することで妥協した背景には、EU 理事会が CSDDD 案を採択できなければ、現在の欧州議会の会期中に指令案を成立させることができないだけでなく、6 月の欧州議会選挙結果次第で、欧州議会における CSDDD 案の採択機運が消失してしまう恐れがあったためである。

CSDDD 案は欧州議会において中道左派の「社会民主進歩同盟グループ」（S&D）と自由・進歩主義を掲げる「欧州刷新グループ」（Renew Europe）、「緑の党／欧州自由連盟」（Greens/EFA）、「欧州統一左派／ノルディック緑の左派」（The Left）、さらには最大会派で中道右派の「欧州人民党グループ」（EPP）の一部議員によって支持されてきた。その一方で、EPP 所属の多数の議員および右派保守主義の「欧州保守改革グループ」（ECR）や極右の「アイデンティティと民主主義グループ」（ID）は企業負担の増加等を理由に CSDDD 案に反対してきたという経緯がある（図表 2）。こうしたなか、次期欧州議会選挙では、EPP が議席を維持し、右派の ECR と極右の ID が大幅に躍進する一方、Renew Europe と Greens/EFA が議席を大きく減らすと予測されている（図表 3）。このような近い将来における欧州議会の右傾化は、CSDDD 案の採択機運の消失をもたらす恐れがあった。

（図表 2）2024 年 3 月時点の欧州議会における各政治会派の議席数



（資料）欧州議会ホームページを基に日本総合研究所作成

（図表 3）2024 年 6 月欧州議会選挙における各政治会派の獲得議席予想（2024 年 2 月時点）

| 政治会派                        | 議席増減予想 | 主張の特徴               | 会派を構成する主な国政政党                                   |
|-----------------------------|--------|---------------------|-------------------------------------------------|
| 欧州統一左派／ノルディック緑の左派 (GUE/NGL) | +8     | 極左、共産主義             | 不服従のフランス（フランス）、左翼党（ドイツ）、左翼党（スペイン）等              |
| 社会民主進歩同盟グループ (S&D)          | ± 0    | 社会民主主義（中道左派）、親 EU 派 | スペイン社会労働党（スペイン）、社会民主党（ドイツ）、民主党（イタリア）、社会党（フランス）等 |
| 欧州緑グループ／欧州自由連盟 (Greens/EFA) | ▲22    | 緑の政治、地域主義           | 同盟 90/緑の党（ドイツ）、緑の党（フランス）、チェコ海賊党（チェコ）等           |



|                            |     |                       |                                                     |
|----------------------------|-----|-----------------------|-----------------------------------------------------|
| 欧州刷新グループ<br>(Renew Europe) | ▲20 | 自由主義、リベラル、進歩主義、親 EU 派 | 再生 (フランス)、自由民主党 (ドイツ)、自由民主国民党 (オランダ) 等              |
| 欧州人民党グループ<br>(EPP)         | +3  | 自由保守主義 (中道右派)、親 EU 派  | キリスト教民主・社会同盟 (ドイツ)、国民党 (スペイン)、市民プラットフォーム (ポーランド) 等  |
| 欧州保守改革グループ<br>(ECR)        | +15 | 保守主義、民族主義、穏健な EU 懐疑派  | 法と正義 (ポーランド)、イタリアの同胞 (イタリア) 等                       |
| アイデンティティと民主主義<br>(ID)      | +33 | 極右、民族主義、EU 懐疑派        | 同盟 (イタリア)、国民連合 (フランス)、ドイツのための選択肢 (ドイツ)、自由党 (オランダ) 等 |
| 無所属                        | ▲2  |                       |                                                     |

(資料) 欧州議会ホームページ、Europe Elects ホームページを基に日本総合研究所作成

(注 1) 議席増減予想は 2024 年 2 月実施世論調査 (平均) に基づく Europe Elects の予測値。

(注 2) 次期欧州議会の定数は 15 議席増加の 720 議席となる。

さらに、2025 年秋のドイツにおける連邦議会 (下院) 選挙においても、中道右派の「キリスト教民主・社会同盟」(CDU/CSU) が極右の「ドイツのための選択肢」(AfD) とともに議席を増やすことが世論調査によって予測されており、現在の「社会民主党」(SPD)、「同盟 90/緑の党」、「自由民主党」(FDP) の三党連立政権に代わって CDU/CSU を主軸とする連立政権が発足する可能性が高まっている (図表 4) <sup>7</sup>。その場合、新政権は、経済最優先の観点から、CSDDD 修正案の採択に引き続き反対する可能性があった。実際、CDU/CSU は 2024 年 2 月、ドイツ経済は危機に瀕しているとして「今こそ経済再生」と題する 12 項目からなる緊急アクション・プログラムを提言した。そのなかで、「欧州理事会に対し、欧州サプライチェーン指令 (CSDDD) のプロジェクトを中止するよう働きかけるとともに、ドイツ・サプライチェーン法を一時停止し改正すること」や「経済や市民に追加的な官僚主義をもたらすことのないよう、負担のモラトリアム (一時猶予) をまずは 2025 年末まで実施すること」を政府に求めている。

(図表 4) ドイツ連邦議会 (下院) の構成と政党別支持率の変化

|          |                            | 現有議席数<br>(2024 年 3 月) | 2024 年 3 月時点の<br>政党支持率の前回選挙時<br>(2021 年 9 月) からの変化幅 |
|----------|----------------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------|
| 連立<br>与党 | 社会民主党 (SPD)                | 207                   | ▲11.2                                               |
|          | 同盟 90/緑の党                  | 118                   | ▲1.8                                                |
|          | 自由民主党 (FDP)                | 91                    | ▲6.0                                                |
| 野党       | キリスト教民主・社会同盟 (CDU/CSU)     | 197                   | +6.4                                                |
|          | ドイツのための選択肢 (AfD)           | 78                    | +9.2                                                |
|          | 左翼党 (Die Linke)            | 28                    | ▲1.9                                                |
|          | ザーラ・ワンゲンクネヒト同盟 (BSW) (注 1) | 10                    | +6.5                                                |
|          | 自由有権者 (FW) (注 2)           | 0                     | +0.1                                                |
|          | その他 (注 3)                  | 6                     |                                                     |
| 総 計      |                            | 735                   |                                                     |

(資料) INSA、PolitPro 等を基に日本総合研究所作成

(注 1) BSW は 2024 年 1 月、左翼党から分裂して結成。

(注 2) 自由有権者 (FW) はバイエルン州の中道右派の保守政党。同州で CSU と連立政権を維持。

(注 3) AfD 候補として当選したものの、AfD 院内会派に属さない無所属議員 1 名が含まれる。

<sup>7</sup> メルケル政権時のように SPD との二大政党による大連立、もしくは FDP との連立の可能性がある。



### 3. おわりに～日本企業への示唆

サプライチェーンにおける企業の人権・環境デューディリジェンスを義務づける CSDDD が、対象企業を大幅に絞り込んだとはいえ、EU 指令として成立したことは、2011 年 3 月の国連における「ビジネスと人権に関する指導原則」策定以来の画期的な出来事といえる。また、主要加盟国による独自立法により域内市場における規制の細分化が進みつつあったなかで、CSDDD が統一的に施行、運用されることで、企業にとっても一元的で効率的なコンプライアンス運営が可能になるとともに、公平な競争条件の確立や民事上の責任を巡る法的確実性（legal certainty）の確保に寄与しよう。

その一方で、EU では今後、政治の右傾化が進行すると予想されており、人権や環境関連のリベラルな政策や規制動向にも変化が生じる可能性が大きい。米国でもトランプ大統領が誕生すれば、気候変動を含めた環境政策や各種規制が大きく変わる可能性が大きい。

こうしたなかで、日本企業としては、欧米諸国における人権・環境関連政策の世界的な変化を注視しつつも、自らの経営理念や各種ステークホルダーの要請を踏まえ、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」および日本政府の「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」等に沿って、サプライチェーンにおける実効性ある人権・環境デューディリジェンスを着実に実装し、人権尊重や環境保護を通じて自らの社会的責任を果たすことに引き続き注力すべきである。その際、欧州産業界も懸念するように、大企業のサプライチェーンに組み込まれた中小企業におけるデューディリジェンス実施負担の増加が課題となるが、日本政府としても中小企業の人権・環境デューディリジェンスの取り組みをノウハウや情報の提供、コストの一部補助等の面で支援していくことを検討すべきであろう<sup>8</sup>。

以 上

<sup>8</sup> 今後、中小企業への各種支援を実装していく EU の取り組みが日本においても参考になる。

